

米トレーサビリティ法の概要

米穀、米加工品の取引記録の作成・保存と
産地情報の伝達を内容とする
米トレーサビリティ法がスタートします

米・米加工品の販売、提供、輸入、加工、製造の事業を行う方が対象です。
(食堂・レストランなど飲食料店の方も対象となります)

■取引記録の作成と保存 ~平成22年10月1日取引分から適用~

事業者間で取引等を行った場合、取引記録の作成・保存が必要となります。

一般消費者に販売した場合の記録は不要です。

●取引情報の記録が必要となる品目は、

- ・米穀(もみ、玄米、精米、砕米など)
- ・米粉、米こうじ、米菓生地などの中間製品
- ・米飯類(ごはん、赤飯、弁当、おにぎり、カレーライス、チャーハンなど)
- ・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

●米・米加工品について記録の作成・保存が必要となるのは、

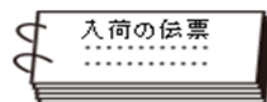
- ・事業者間で取引を行った場合
- ・事業所間、事業所内で移動を行った場合
- ・廃棄した場合

●記録事項・記載方法は、

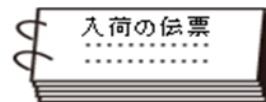
- ・品名(米穀、米、水稻うるち玄米、品種名など)
- ・産地(食用とならないものは不要)
(国産、〇〇県産、〇〇国産など)
- ・数量(通常用いている単位で記録)
- ・年月日(搬出または搬入した日を記載)
- ・取引先
- ・搬出入の場所
- ・用途限定米穀の場合は用途
(加工用米(加)、新規需要米(飼)粉など)

●記録の保存期間は、

- ・原則3年、ただし、賞味期限などにより「3カ月」「5年」となる場合があります。



必要事項が記載された伝票
などを保存することにより、
記録に代えることもできます。



■産地情報の伝達 ～平成23年7月1日生産者出荷分から適用～

事業者間で取引を行った場合、または一般消費者に販売・提供した場合、産地情報の伝達が必要です。

●伝達が必要となる品目は、

- ・1の取引記録の作成が必要となる品目と同じ。
- ・飼料用米など食用とされないものは対象外。
- ・レストラン・食堂などでの、米飯類以外のものの提供は対象外。

●伝達方法

★事業者間取引の場合

- ・商品への産地の記載または取引時の伝票等への記載により伝達。

★一般消費者への販売・提供の場合

- ・商品の包装または容器に産地を記載。
- ・店内のメニュー、看板等に記載。
- ・インターネットや通信販売の場合、ホームページやカタログの見やすい場所に記載。
- ・商品にホームページアドレスを記載し、ホームページに産地情報を記載。(注1)
- ・商品に「お客様相談窓口」を記載し、その相談窓口において産地情報を提供。

(注1)(注2)

- ・店内に産地を知ることが出来る方法を掲示し、その方法により産地情報を提供。

(注2)

(注1)記載された「ホームページアドレス」「お客様相談窓口」が、産地情報を入手するための照会先であることも併せて記載してください。

(注2)対応マニュアルの作成、従業員への周知徹底、教育研修などが必要です。

■もっと詳しく知りたい場合

詳しい資料は農林水産省のホームページから入手することができます。

検索

米トレサ

■お問い合わせ

中国四国農政局食糧部計画課

岡山市北区厚生町3-3-6

電話:086-223-3135 FAX:086-232-4609